ニ　健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、ハにより通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるとともに、その内容を公表しなければならないこととした。（第三〇条第八項関係）

ホ　厚生労働大臣は、イの評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができることとした。（第三〇条第九項関係）

(5)　評価結果の取扱い等

機構は、(4)のイの評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととした。（第三一条関係）

(6)　中期目標の期間の終了時の検討

イ　厚生労働大臣は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、機構の業務における個々の事務又は事業の継続の必要性、組織の在り方その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとした。（第三二条第一項関係）

ロ　厚生労働大臣は、イの検討を行うに当たっては、機構の研究開発の事務及び事業に関する事項について、研究開発審議会の意見を聴かなければならないこととした。（第三二条第二項関係）

ハ　厚生労働大臣は、イの検討の結果及びイにより講ずる措置の内容を健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならないこととした。（第三二条第三項関係）

ニ　健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人評価制度委員会は、ハにより通知された事項について、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べるとともに、その内容を公表しなければならないこととした。（第三二条第四項関係）

ホ　ニの場合において、独立行政法人評価制度委員会は、機構の主要な事務及び事業の改廃に関し、厚生労働大臣に勧告をすることができることとするほか、所要の規定を設けることとした。（第三二条第五項～第七項関係）

5　財務及び会計

(一)　財務諸表等

機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこととした。（第三三条第一項関係）

(二)　財源措置

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとした。（第三九条第一項関係）

(三)　その他

利益及び損失の処分、積立金の処分、借入金等機構の財務及び会計に関し所要の規定を設けることとした。（第三四条～第三八条関係）

6　監督

(一)　緊急時の命令

厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は感染症その他の疾患に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、４の(一)の(1)のイからヌまでの業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第四〇条関係）

(二)　監督命令

厚生労働大臣は、(一)のほか、中期目標を達成するためその他この法律及び感染症法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第四一条関係）

(三)　報告及び検査

厚生労働大臣は、この法律及び感染症法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができることとした。（第四二条第一項関係）

7　雑則

機構について、役員及び職員に関する規定、財務及び会計に関する規定、人事管理に関する規定その他の独立行政法人通則法の規定を準用するものとした。（第四三条関係）

8　罰則

３の(二)に違反して秘密を漏らした者、６の(三)による報告をせず、又は虚偽の報告等をした者等に対する罰則に関し所要の規定を設けることとした。（第四八条～第五一条関係）

9　施行期日等

(一)　設立準備

理事長となるべき者及び監事となるべき者の指名、設立委員等について所要の規定を設けることとした。（附則第二条～第四条関係）

(二)　機構の成立

機構は、この法律の施行の時に成立することとした。（附則第五条第一項関係）

(三)　職員の引継ぎ等

厚生労働省の機関で政令で定めるものの職員である者の引継ぎ、国家公務員退職手当法等の適用に関する経過措置及び職員団体についての経過措置について所要の規定を設けることとした。（附則第六条～第一一条関係）

(四)　権利義務の承継等

(1)　機構の成立の際、４の(一)の(1)に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継することとした。（附則第一二条第一項関係）

(2)　この法律の施行の日の前日において(三)の政令で定める厚生労働省の機関であって感染症法第五六条の三第二項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けているもの（以下この(2)及び(3)において「指定機関」という。）があるときは、機構は、その成立の時において同項の規定による特定一種病原体等所持者の指定を受けたものとみなすこととした。この場合において、当該指定機関が所持していた特定一種病原体等は、感染症法第五六条の五の規定にかかわらず、機構の成立の時において機構が譲り受けるものとした。（附則第一三条第一項関係）

(3)　(2)の場合において、機構は、この法律の施行前に国の責任において指定機関が行ってきた特定一種病原体等に係る試験研究について、その社会的必要性及び重要性に鑑み、国の監督指導の下で試験研究を実施するものとした。（附則第一三条第二項関係）

(五)　国立国際医療研究センターの解散等

国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、この法律の施行の時において解散するものとするとともに、国が承継する資産を除く一切の権利及び義務は、その時において機構が承継するものとする等、その解散に関する所要の規定を設けるものとした。（附則第一六条～第二〇条関係）

(六)　その他

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二一条～第二四条関係）

(七)　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第四七号）（厚生労働省）

一　地域保健法の一部改正関係（第二条関係）

地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構との連携

(一)　地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの並び